

令和5年

第2回忠岡町議会定例会会議録

第2日

令和5年6月14日

忠岡町議会

令和5年 第2回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

令和5年6月14日午前10時、第2回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 河瀬 成利議員	2番 今奈良幸子議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 尾崎 孝子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長		健康福祉部長	泉元 喜則
	新城 正俊	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼予防課長	岸田 健二		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

(会議の顛末)

議長(北村 孝議員)

おはようございます。

本日の出席議員は全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長(北村 孝議員)

ただいまから、会議を開きます。

(「午前10時00分」再開)

議長(北村 孝議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局(柏原 憲一局長)

議長。

議長(北村 孝議員)

事務局長。

議会事務局(柏原 憲一局長)

令和5年第2回忠岡町議会定例会議事日程(2日目)について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第4号 | 令和4年度継続費繰越計算書の報告について(一般会計) |
| 日程第2 | 報告第5号 | 令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計) |
| 日程第3 | 報告第6号 | 令和4年度事故繰越し繰越計算書の報告について(一般会計) |
| 日程第4 | 報告第7号 | 令和4年度忠岡町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第5 | 議案第20号 | 物品購入契約締結について(小型水槽付消防ポンプ自動車整備事業) |
| 日程第6 | 議案第21号 | 請負契約の変更について((仮称)東忠岡地区認定こども園整備工事) |
| 日程第7 | 議案第22号 | 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部改正) |
| 日程第8 | 議案第23号 | 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度忠岡町一般会計補正予算(第1号)) |
| 日程第9 | 議案第24号 | 忠岡町公平委員会委員の選任について |
| 日程第10 | 議案第25号 | 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第11 | 議案第26号 | 忠岡町農業委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 議案第27号 | 忠岡町立地域子育て支援センター条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第28号 | 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |

日程第14 議案第29号 町税条例の一部改正について

日程第15 議案第30号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）について
以上のおりでございます。

議長（北村 孝議員）

日程第1 報告第4号 令和4年度継続費繰越計算書の報告について（一般会計）を、
議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件についての報告を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第4号、令和4年度継続費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、一般会計予算において継続費を設定して執行しております（仮称）東忠岡地区
認定こども園整備事業について、令和3年度からの通次繰越額と令和4年度年割額の合計
のうち未執行額を令和5年度へ通次繰り越しいたしましたので、継続費繰越計算書を報告
するものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

報告は以上のおりです。

この件について質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって令和4年度継続費繰越計算書の報告についてを終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第2 報告第5号 令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）
を、議題といたします。

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第5号、令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和4年度一般会計予算において計上いたしました学校等における感染症対策

等支援事業及び町民運動場改修工事設計業務委託料について、令和4年度内に事業が完了しなかったため、翌年度へ繰り越しいたしましたが、今般、繰越明許費が確定いたしましたことにより、繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（北村 孝議員）

報告は以上のおりです。

この件について質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第3 報告第6号 令和4年度事故繰越し繰越計算書の報告について（一般会計）を、議題といたします。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第6号、令和4年度事故繰越し繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和4年度一般会計予算において計上いたしました文化会館整備工事について、繰越明許の設定をせず令和4年度内に事業が完了しなかったことから、事故繰越しいたしました。つきましては、事故繰越し繰越計算書を報告する次第でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（北村 孝議員）

報告は以上のおりです。

この件について質疑を受けます。質疑ございませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

今回の事故繰越計算書の、そのようになった理由が、手続を失念していたからという、そういう説明を聞いております。で、理由が失念でよいのかどうかということについてお

聞きしたいと思います。

この案件はですね、繰越しの議決を年度内に議会で受けていない、議決を得ていないのに、計算書は報告案件で議決を必要としないということですので、繰越しに関して一度も議決を得ていないということでもありますので、この理由については失念ということではありますが、私のちょっと記憶でありますけれども、これは文化会館のスロープの工事でありまして、そのスロープの工事は年度内に完了するというお聞きをしてるんですが、非常にタイトな工事のスケジュールであったように思いますけれども、その時点で工事期間が大変短いから大丈夫かというふうにお聞きをした記憶があるんですが、その時点ではできるというふうに判断をされていたということですが、失念をしていたということは、その時点で終わるということですので、失念ということではないのではないかと思いますが、その点について、この理由ですね、失念でよいのでしょうかということで、担当部長よりお答えいただきたいと思います。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

失念というところでございますが、私も記憶しておりますが、たしか予算委員会のときに是枝委員のほうから質問がありまして、そのときに大丈夫ですということで私も答弁させていただいたと思っております。

その際は、工事自体は二、三日で終わるので大丈夫であるというふうに私のほうは報告を受けておりましたので、そういう旨で答弁をさせていただいたところです。実際、その工事自体がですね、最終週の月曜日から工事が始まるというふうに私は聞いておったんですが、結果として工事が始まったのがその週の水曜日からということになりまして、結果として年度内に完了していないというところでした。

実際、その年度が変わった時点で工事が終わっていないというところですね、もう一度担当のほうに確認したんですけども、その当初、私が大丈夫ですと言うた者とは別の者にもう1回念のために確認したら、そのときはその別の担当の者は、実際は業者のほうから当初から年度を多分またがるであろうというような報告を受けていたということが、その時点で判明したというところがございます。

ですので、その時点ではもう年度も変わっていたというところで、財政等々と調整した結果ですね、この事故繰越しという形で処理するしかないというところでしたので、今回こういう形で処理させていただいたというところでご理解いただきたいというふうに思います。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

事情は分かるんでありますが、失念という理由ではないのではないかということで、やはり判断が、ちょっと判断ミスがあったのではないかといいるところで、それは判断ミスは判断ミス、失念とはまたちょっと違うのではないかといいふうには思いますので、その点の確認ということでありますので、非常に終わるか終わらないか分からないというふうなタイトな状況であれば、最終日の本会議もございましたので、そこで繰越明許の手続を緊急でも経ると、取るということは可能ではなかったのかなというふうには思いますので、今後、この理由が失念ということではちょっと当たらないのではないかといい、そういう疑問がありましたので、ちょっと質問させていただきました。一応判断ミスではないかというふうには私は思っておりますけれども、そうではございませんでしょうかという点と、あと、今後このようなことがないようにという、そういう対応をどのように取っていらっしゃるのかということを確認したいと思いますが、よろしくお願ひします。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

まあ判断ミスということを言われますと、確かに今となればそういう部分もあったのかなというところで、我々としましてはですね、今後このようなことが起こらないように、担当だけではなくて、現場も確認した上で、事務の進捗管理という部分に関してきっちり確認してまいりたいというふうには考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

一度も議決を得ていない案件ということで、このようになってしまいますので、以後、気をつけていただきたいと思ひます。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑。勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

私のほうからも何点か確認させていただきます。

まず、この工事の発注時期ですね。私、もともとこれね、文化会館の情報漏えいの問題で報告が議会のほうにもありましたし、もともとこの文化会館の工事自体、令和2年度事業で、我々住民、議会が知ることになったのが翌年の令和3年度末やったと思ひます。で、報告ありましたんで、私、その当時ぐらいから開示請求をずっとさせていたいで、町の教育委員会側のほうは、次の発注やり直しが終わらないと出せないということでおっしゃってたんで、私、ずっと待ってましたでしょう、開示していただくのを。まだか

まだか、工事まだやれへんのかということ、ずっと令和4年度待ってたんですけど、そもそもね、発注自体、報告の会派説明のときもしていただきましたけど、2月の末に入札をして、3月の頭ぐらいでしたか、業者さんとの打合せのときに、業者さんのほうが3月の末の最終週ぐらいのときにしか着工できませんよというお話があったというふうに教育委員会のほうからは説明を受けてますけど、そもそもこれ、当初予算で令和4年度の予算を取ってるんで、何でこんなぎりぎりの年度末に発注そもそもしてるのかと、そこがそもそも私はおかしいやろというところを1点お聞きしたいのと、あと、この受注業者ですけど、そんな最終週でないとできませんよとかね、発注する時点で契約期限があるんで、履行できないというのを分かっててというか、完結できないのに受注したのか、そこら辺です、お聞きしたいんです。というのが、まず発注の部分でお聞きしたい。

あと、この事故繰越しの該当性のところでお聞きしたいんですけど、自治法の220条の3項のただし書きに、避けがたい事故のためというところで、普通の繰越明許じゃなくて事故繰越しという、こういう取扱いが認められてますけど、該当する理由としてね、避けがたい事故、どんなんがあるねんと、ちょっと逐条解釈を確認しましたら、風水害とか災害ですよ。そういう予期せぬ事態のときに工事が完了できなかったとか、そういう場合やと書いてます。私もそうやなと思いますけど、今回の案件で見ますと、今の質問の中にもありましたけど、そもそも発注する時期自体おかしいやろというところで、これは避けがたい事故というところで事故繰越しに該当するのかというところをお聞きしたいということです。

なので、まず何でこんな年度末に発注してるんだというところ、受注業者が完全履行ね、年度内、契約期限内に完全履行できないかもしれないと思って受注してるのかというところ。あと、この事故繰越しですよ。220条3項のただし書きの避けがたい事故に該当するのかどうなのか。私は該当しないと思ってます。というところでお答えください。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

まず、当初予算に上げておって、なぜぎりぎりになったのかというところでございます。当初予算には計上しておりましたが、その後、6月議会において設計の委託料を補正させていただいて、設計が終わってからの当然、工事の発注ということになります。

ご指摘のとおり、設計自体はもう年内に完了してましたので、普通にやっておれば年内に工事の発注も終わっていたというところかと思われませんが、もう今となっては言い訳にしかないんですが、他の業務との兼ね合いによりですね、その工事の発注事務が遅滞していたというところに尽きるのかなというところかと思われま。

それから、業者さんのほうなんですけども、2月20日に入札を行いまして、3月の当

初に打合せをした際にですね、その際に業者さんのほかの業務との兼ね合いで、どうしても3月の最終週にしか着工できないというところで、その時点で業者さんのほうからは、先ほども申し上げましたが、4月にまたがるという旨、報告がありましたのでですね、そこに関しましては業者さんとしては正直に言われていたのかなと。そこをこちらの事務方のほうの処理が、ただただ遅滞していたというところですので、そこはご理解いただけたらなというふうに考えております。

事故繰越しの部分に関しましてですね、確かに議員ご指摘のとおり、本来そういった災害等で避けることができないというのが当然の理由ではあるかとは思われますが、今回に関しましてですね、実際その工事が完了してないというのが広く分かったのが、年度がまたがっていて、4月に入ってからそういう状況が明らかになったというところで、もうその時点ではどうしようもないというところで、財政とも相談させていただいて、今回こういう形をとらせていただいておりますので、ご理解願いたいと思います。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

まずね、これ私も質問で分けてますけど、まず業者さんのほうの問題ですよ。百歩譲って町の発注が年度末ぎりぎりになったとしても、自治体の工事の発注で年度末ぎりぎりに発注することってあると思うんですけど、それは年度末、契約期限内に完全履行するというのを見越した上で受注業者も入札に参加して受注してるわけですから、業者さん自身が4月にまたがるとおっしゃってたと答弁の中でおっしゃってましたけど、それ自体ね、私は業者自身のほうにも落ち度というかね、悪い部分があると思ってます。

ですので、その部分は、逆に発注の手続、契約規則のほうにも、入札保証金、契約保証金、基本的にとるという部分があります。今ここの受注業者さんにとってるのか免除してるのか知りませんが、もし免除してたんやったら、こうやって履行してなかったという実績があるわけですから、今後最低でも2年間ですか、取るようにはしていただきたい。

あと、指名基準のところのほうでも、たしか指名停止とかの基準があったと思います。今回のこの履行しなかった部分がもし基準に合致するのであれば、やっぱり一定、忠岡町の発注から出ていていただくとか、何らかそこら辺、町の規定に基づいて受注業者にはしかるべき対応はしていただきたいというのが1点。

それはしていただけるかということをお答えいただきたいのと、あと町側の責任の部分ですね。問題の部分ですけど、まず業務多忙で遅滞したということですけど、これね、ちょっと私、昨日も一般質問のほうでも言いましたけど、やっぱり町の業務の仕方のほう

にも問題があるというところで、業務が忙しいというのは、どの部署も役場を見て、あると思うんです。ただ、その遅れた、仕事が多いから遅れたんですよ、間に合わないんですよというところがね、ちょっと我々住民側からして理解できないのは、なぜその状態のままで置いてるのかと。上司、管理職は何してんねんというところなんです。何でこういう分かりませんでしたになるのか、何のために課長、部長級以上がいるのかというところでお聞きしたいというのと、あと、こうやって遅滞してる場合、今回の件に限らずですけど、そういう何かフォロー体制とか、忠岡町ではどう対応してるんですかというところをお聞きしたい。

あと、そのただし書きの部分ですよ、自治法の該当性のところ、ご理解お願いしますとおっしゃってましたけど、ご理解できません、はっきり言いますけど。こういうことを認めますとね、民間とは違って自治体って会計年度独立の原則があるからね、こういう面倒くさい手続があるわけですよ。議会の議決を得なあかんとか繰越しせないかんとか。こういうことを事例を認め出したら、正直もう何でもありになって、ずるずるになってきて、ちょっと遅れたら事故繰越しにしたらええわみたいになってきて、そもそもの会計年度独立の原則が崩れてくるから、私はこれ該当せえへんのと違うか、何でこんなこと認めるんやと。認められへんのじゃないかというところでね、私は財政部局側の公室長にもこれ一定、ちょっとご答弁いただきたいんです。担当部局のほうはこれ、事故繰越しで処理したい、ご理解願いますということですけど、どう読んでもね、法の趣旨からしても該当しないというところで、こういうことを認めていいのか。町としてこういうことを一旦認め出したら、今後ずっとずるずる、ずるずるね、ちょっとミスっても事故繰越しやったらええわ、そういうことにならないですかというところで、ご答弁お願いします。担当部局と公室長、お願いします。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

私のほうからは、職員の仕事のやり方、管理職としての事務の進捗管理ですね、その辺りについてご答弁させていただこうと思います。

確かに仕事が忙しいのはどこの部署も同じかなというところがあるとは思いますが。そこを、先ほども申し上げましたが、なかなか我々もやっぱり部下の報告を一定信じるというやり方で今まではさせていただいておりましたが、きっちりと現場も確認した上で、今後は細かいことも含めて、こういった遅滞に結びつかないような形で、速やかな事務の進捗という部分を管理していきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

今回ですね、事故繰越しにつきましては、忠岡町では初めての処理を行わせていただきました。本来、年度内に支出が終わらない場合は繰越明許の議決を頂くというのが原則でございます。ただ、避けがたい理由のため、風水害等ありますけども、今回につきましては繰越明許の議案の上程ができなかったというところで事故繰越しをさせていただきます。

本来、予算につきましては会計年度の原則がございますので、予算執行については年度内に終わらせる。終わらない場合には繰越しの議案を上程するという事になっておりますので、この部分につきましては再度職員のほうにも周知徹底してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

（勝元議員「あと、業者への対応」と呼ぶ）

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

業者につきましては、3月の下旬ですかね、教育部長よりも答弁ありましたけども、3月末の工事になるというところで相談があったということでございますので、その時点で繰越しの議案を上程しておれば問題がなかったというふうに考えてますので、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

勝元議員、これで3回目になるんで、よろしく。

1 1 番（勝元由佳子議員）

答え、質問の趣旨と違うんですけど。

議長（北村 孝議員）

要は、業者に何らかのあれがないかと。

1 1 番（勝元由佳子議員）

そうそう、町の規定に基づいて。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

先ほども答弁させていただきましたけども、3月の下旬頃に業者との話合いで、3月末に工事が始まるというところでございましたので、その部分ですね、業者と町のほうで年度内に終わらせるのか、終わらない場合は繰越しの議案を上程することもできましたので、それをもってペナルティーなどというのはなかなか難しいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（北村 孝議員）

最後に、3回目になりますので、よろしくお願いたします。勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

町側のほうにも落ち度があるから、業者のほうをかばうように私は見えてるんですけど、そこはね、町がそう言うんやったら、業者側にペナルティーを課さないというんやったら、それはそれで町の判断やと思いますけど、どこまで行っても、そういう年度をまたがること自体ね、受注後に町と協議して決めてやったらいいんですよなんて、そういうことを認めるんやったら、それは最初からね、発注の時点で全業者さんに周知しておかないと、ほかの参入した業者さんへの不公平というところで、発注の公平性が保てないんじゃないですかというところは指摘させていただきたい。

あと、業務管理のところはね、やっぱりどこまで行っても、この案件だけじゃないと私は見てて思ってるんです。ですので、もう1回ね、再度町全体でしていただきたい。特に下位の下々の実際実務をやってる職員さんからは、本当にマンパワーが足りないというところでね、やっぱりアンケートしても悲鳴が複数の職員から聞こえてるわけですよ。ですのでね、人員確保というところでね、どう考えてるんですか。そこをちゃんと解決しないと、いくら職員にやれやれ、ちゃんとやれよって号令をかけたって、それは職員が苦痛なだけで、同じようなこういう業務自体出てきますし、根本の解決にならないというところで、根本の解決、人のマンパワー不足のところをどう解決するつもりですかというのは町長にお答えいただきたいというところが1点あります。そこはお願いしたい。

あと、これはもう答弁要らないですけど、私、長い間、忠岡町政ね、開示請求とかさせてもらって、会計処理の支出の処理とか見てきてますけど、正直、役場の職員さん、幹部職員も含めて、会計年度独立の原則、分かってないなというのが正直なとこです。今回たまたま忠岡町初の事故繰越ししましたって、今、公室長さんおっしゃってましたけど、私がこれまで書類を見る限り、債務負担やってないとか繰越明許やってなくてね、事業が年度をまたがって、こんなおかしいやんということ、あったんです。正直、いっぱいありましたよ。だから、正直、議会の議決を得ることすら知らずにね、何か事業がまたがったらあかんことすら知らずにね、ずっとやってきてたのかなと思ってます。そういう組織風土やったんやろうなと思ってます。ですので、そこは公室長というか、公室部局が音頭を取って、副町長も音頭を取っていただいてね、きちんと公務員の業務の当たり前のところをもう1回周知徹底していただきたいというところはお願いいたします。町長、マンパワー

不足のところはどう解決するか、お答えください。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

就任来からいつもスピード、決断、実行をモットーにというようなことも絶えず言っていますけども、それ以外でも部課長会においてでも、各課の人員不足は、当然これは否めないところではございますけれども、しっかりとミーティングをする、また縦、横のつながりをしっかりとしながらやってくれというようなことは、耳にたこができるほど絶えず訴えてるところでございます。

まあ、何と言っても急に人数が増えるわけでもございませんので、今、現有勢力の中でしっかりとレベルアップ、スキルアップをしながらやっていってほしいというのが思いでございますので、しっかりともう一度ふんどしを締めながら、職員には徹底するように、また各課のミーティング等々をやりながら、しっかりと職務に専念していただきたいと思っていますので、ご理解のほどお願いいたしたいと思います。

以上です。

1 1 番（勝元由佳子議員）

人員確保はしない。組織の改善じゃなくて人員確保。

町長（杉原 健士町長）

人員確保。

1 1 番（勝元由佳子議員）

職員の人数確保。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

人員確保においては、取りあえず今いろいろ募集もしてます。専門職もいろいろなところでやってるんですけども、なかなか確保が難しく、もし、例えばですよ、例えばいい人材が突然、予定の数よりもたくさんの方が面接に来られた場合は、どうやと、ちょっと頼張って採るといっても手じゃないのかというようなことも指示は出しています。もう少し人数は増やさなあかんというのは分かっています。その辺、また今、心の病でお休みになっている職員さんもおりますので、その辺も踏まえながらしっかりと、また幹部候補の人材とかいうのも考えながら頑張りたいと思っていますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これをもって令和4年度事故繰越し繰越計算書の報告について（一般会計）を終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第4 報告第7号 令和4年度忠岡町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件についての報告を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第7号、令和4年度忠岡町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡雨水ポンプ場耐津波対策等改築工事において、低入札価格調査により、契約締結までに日数を要し、令和4年度分の事業を一部、完了することが困難となったため、令和5年度へ繰り越しを行いましたので、繰越計算書を報告するものでございます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

報告は、以上のとおりです。

質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これをもって令和4年度忠岡町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第5 議案第20号 物品購入契約締結について（小型水槽付消防ポンプ自動車整備事業）を、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第20号、物品購入契約締結について、ご説明申し上げます。

本件は、消防車両整備事業として、小型水槽付消防ポンプ自動車を購入するにあたり、制限付一般競争入札に付した結果、株式会社モリタ関西支店と物品購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第20号 物品購入契約締結について（小型水槽付消防ポンプ自動車整備事業）は、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第6 議案第21号 請負契約の変更について（（仮称）東忠岡地区認定こども園整備工事）を、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第21号、請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

本件は、令和3年第1回臨時会において議決を得ました「（仮称）東忠岡地区認定こども園整備工事」の請負契約の締結につきまして、昨今の世界情勢の影響による物価高騰に伴う原材料費の増額、また、想定外の地下埋設物の撤去により、原契約金額10億5,600万円を10億7,447万1,000円に増額変更いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

すみません。今回の請負契約の変更、仮契約した背景について伺いたいと思います。

今回の仮契約は、この間資料を頂きましたんですけれども、令和5年5月19日に結ばれておりましたんですけれども、この請負金額の変更の申入れですね。これはいつ、誰から誰にどのような形でございましたでしょうか。よろしくお願ひいたします。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

令和4年8月5日付で、岩出建設株式会社の社長から町長宛てに、書面にて申入れがございました。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。では、変更仮契約を結ぶに当たりまして、忠岡町といたしましてはどのような協議を行って、どのような根拠で、またどのような検討をされて仮契約を結ばれましたのでしょうか、よろしくお願ひします。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

当然、町長初め庁内で情報共有を行い、中身につきましては、今回の工事の管理業者でございます株式会社URリンケージの担当者、並びに当時の産業まちづくり部の建設課の

担当者と内容を精査させていただいたところでございます。

(松井議員「どのような根拠で」と呼ぶ)

教育部 (二重 幸生部長)

すみません。根拠につきましては、契約書の第26条ですね。賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更と併せまして、契約書の第59条、疑義等の決定というところに基づいて、先ほど申し上げた中身の精査を行ったところでございます。

7番 (松井 匡仁議員)

議長。

議長 (北村 孝議員)

松井議員。

7番 (松井 匡仁議員)

ありがとうございました。

では最後に質問させていただきます。その際、その協議検討の際に、先方の発注書、納品書、支払明細書及び領収書などの確認はもちろんされておりますでしょうか。

教育部 (二重 幸生部長)

議長。

議長 (北村 孝議員)

二重部長。

教育部 (二重 幸生部長)

今回の変更の内容でございますが、説明しておりますとおり原材料等の高騰というところでございますので、当然ながら今申し上げられた発注書等々は確認させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

7番 (松井 匡仁議員)

分かりました。ありがとうございます。

議長 (北村 孝議員)

他に、ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (北村 孝議員)

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第21号 請負契約の変更について ((仮称) 東忠岡地区認定こども園整備工事) は、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長 (北村 孝議員)

日程第7 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて (町税条例の一部改

正)を、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第22号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、町税条例の一部改正につきまして、地方税法の一部改正に伴い、一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、建物部分の固定資産税額の減額、軽自動車税種別割のグリーン化特例の期限延長、その他条項ずれ等の規定の整備を行うため、令和5年3月31日付をもって専決したので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

どうぞ、よろしく承認のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正）を、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第8 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第1号））を、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第23号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）で、5月1日付けをもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は、1,526万3,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は83億4,252万2,000円となります。

歳入につきましては、第14款 国庫支出金及び第15款 府支出金で、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の計上。

次に、歳出につきましては、第3款 民生費で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の計上であります。

どうぞ、よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(北村 孝議員)

これより、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度忠岡町一般会計補正予算(第1号))を採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定をいたしました。

議長(北村 孝議員)

日程第9 議案第24号 忠岡町公平委員会委員の選任についてを、議題といたします。

議長(北村 孝議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長

議長(北村 孝議員)

杉原町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第24号、忠岡町公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本件は、令和5年7月31日をもって任期満了となった岡澤道彦氏の後任として、金田行央氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第24号 忠岡町公平委員会委員の選任について、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第10 議案第25号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第25号、忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本町固定資産評価審査委員会委員田中 章氏は、令和5年7月31日をもって任期満了となりますので、引き続き、同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第25号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第11 議案第26号 忠岡町農業委員会委員の任命についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第26号、忠岡町農業委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本件は、農業委員会等に関する法律第9条の規定により、農業委員候補者の推薦及び農業委員になろうとする者を募集し、農業委員会委員候補者評価委員会において評価が行われたので、その結果を尊重し、泉元允信氏ほか9人を本町農業委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

どうぞ、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第26号 忠岡町農業委員会委員の任命について、採決いたします。
原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定をいたしました。

議長(北村 孝議員)

日程第12 議案第27号 忠岡町立地域子育て支援センター条例の制定について、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

杉原町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第27号 忠岡町立地域子育て支援センター条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、子育てに関する相談及び情報の提供を行うとともに、乳幼児とその保護者の交流の場を提供することにより、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、忠岡町立子育て支援センターを設置するにあたり、その名称及び位置等を定めるため条例を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(北村 孝議員)

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

勝元議員。

11番(勝元由佳子議員)

お尋ねします。この条例案、見せていただいたんですけど、事業内容とか利用者の範囲、料金等々、規定されてるんですけど、この子育て支援センター、そもそも保育所とか幼稚園とか、そういうところに通っておられない、親御さんも含めて支援するところですよというふうにお聞きしてます。で、利用できる開館日というんですかね、いつでも土日、祝日もオーケーなのかとか、そういう、いつ利用できるかのところの規定がないので、お聞きしたいんですけど、文化会館とかだと、たしか条例上に開館日の規定があるから、逆に住民のニーズがあっても変えれないんですということをよく町が言ってるんですけど、そういう意味ではこの子育て支援センターについては逆に、規定は別で設けるといこと

でよろしいんですかね。そこは柔軟性を持っていただけるという認識でよろしいかというところでお聞きしたいんですけど。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

今、議員お示しのとおり、ちょっとまだ具体的に、もちろん平日は開館するんですが、こういう支援センターでございますので、土日ですね、そういった部分も当然利用される方のニーズというのはございますので、その辺りを明確に規定するというのはなかなか難しいかなと考えておりますので、その辺りは柔軟に対応していけたらなと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

1 1 番（勝元由佳子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

じゃあ、一応ざっくりだけ条例に定めていただいて、今後は住民ニーズに合ったように柔軟に対応していただけるのであれば、そういう運用をお願いします。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第 2 7 号 忠岡町立地域子育て支援センター条例の制定について、会議規則第 3 9 条第 1 項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第 1 3 議案第 2 8 号 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第 2 8 号、忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、

ご説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、人事院規則の一部が改正されたことから、本町におきましても当該改正内容及びその趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る作業を行う者の特例措置を廃止するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第28号 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第14 議案第29号 町税条例の一部改正についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第29号 町税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法施行規則の一部改正に伴い、一定のキックボード等について、「原動機付自転車」から区分して、新たに「特定小型原動機付自転車」と定義されたこと、及びその税率が設けられたため、所要の改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第29号 町税条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第15 議案第30号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第30号、令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、2億6,222万7,000円で、これを追加することにより、予算総額は86億474万9,000円となります。

歳入につきましては、第14款 国庫支出金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の計上、デジタル田園都市国家構想交付金の計上、マイナポイント事業費補助金の計上、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の計上、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の計上、教育支援体制整備事業補助金の計上、第18款 繰入金で、財政調整基金繰入金の計上、教育振興基金繰入金の計上、第20款 諸収入で、コミュニティ助成事業補助金の計上。

次に、歳出につきましては、第2款 総務費で、各種証明書等コンビニ交付サービス関連経費の計上、コミュニティ助成事業補助金関連経費の計上、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業関連経費の計上、マイナポイント推進事業関連経費の計上及び財源更正、第3款 民生費で、前年度の住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業補助金に係る国庫補助金精算返還金の計上、第4款 衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業関連経費の計上、第8款 土木費で、自転車用ヘルメット購入費補助金の計上、第10款 教育費で、医療的ケアが必要な児童生徒への対応関連経費の計上であります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、集配金業務委託について、期間は令和6年度、限度額66万円を追加するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第30号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算(第2号)については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託をいたします。

議長(北村 孝議員)

以上で、本日の日程は全て議了いたしました。

次回の会議は6月30日10時から開きます。本日はこれで散会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

(「午前10時57分」散会)